

○国立大学法人埼玉大学教育・研究等評価室規則

〔平成22年3月29日〕
規則第17号

改正 平成27. 3.20 26規則96 平成28. 3.29 27規則80

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学(以下「本学」という。)に、教育・研究等評価室(以下「評価室」という。)を置く。

(目的)

第2条 評価室は、本学における教育・研究活動及び業務運営の状況について、適正な評価及び評価に基づく改善提言を行うとともに、評価結果の反映を検証し、本学における教育・研究活動の質の向上及び業務運営の改善を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 評価室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・研究活動及び業務運営に関する評価情報の収集、調査及び分析に関すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画の達成状況の評価に関すること。
- (3) 外部評価への対応に関すること。
- (4) 評価に基づく改善提言、改善提言の実施状況の検証及び評価結果の公表に関すること。
- (5) その他評価室の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項第4号の評価に基づく改善提言にあたっては、学長に答申するものとする。

(組織)

第4条 評価室は、次の教職員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 兼任教員5名
- (3) 事務職員若干名
- (4) その他学長が必要と認めた者

(評価室長)

第5条 評価室に室長を置き、前条第1号の副学長をもって充てる。

2 評価室長は、評価室の業務を統括する。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、教育学部に所属する教員並びに人文社会科学研究所に所属する教員のうち教養学部教育を担当する教員及び経済学部教育を担当する教員並び

に理工学研究科に所属する教員のうち理学部教育を担当する教員及び工学部教育を担当する教員各1人をもって充てる。

2 兼任教員は、学長が委嘱する。

3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任の兼任教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学外の学識経験者等)

第7条 学長が評価室の業務について第三者の専門的な助言を得ることが必要と認めるときは、学外の学識経験者等を助言者として委嘱することができる。ただし、その任期については学長がその都度定める。

(事務)

第8条 評価室の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、第6条第1項に基づき委嘱される教養学部、教育学部、理工学研究科(数理電子情報部門)所属の兼任教員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 国立大学法人埼玉大学教育・研究等評価センター規程(平成16年規則17号)は、廃止する。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則96)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の第6条第1項の規定による経済学部の教員のうちから委嘱された兼任教員は、改正後の第6条第1項の規定による人文社会科学研究所に所属する教員のうち経済学部教育を担当する教員のうちから委嘱された兼任教員とみなし、改正前の第6条第1項の規定による理工学研究科に所属する教員のうち、理学部教育を担当する教員のうちから委嘱された兼任教員は、改正後の第6条第1項の規定による兼任教員とみなし、その任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則 (平成28. 3. 29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。